

「Wi-Fi 接続機器保証」サービスご利用規約

■お客さまにとって特に不利益となる事項の記載箇所には★印を付けておりますので必ずご確認ください。

1. 商品の仕組み

修理費用保険（無線通信端末修理費用補償特約付き）とは、偶然な事由（注1）によって、被保険者が所有かつ使用（個人使用に限ります）する無線通信端末（注2）が使用不能（無線通信端末を使用できない状態をいいます）となったことに伴い、被保険者が費用を負担することによって被る損害に対して保険金額（注3）を限度として保険金をお支払いする保険商品です。

（注1）故障（水濡れによる故障を含みます）と外装破損及び盗難が補償対象となります。紛失は補償対象外です。盗難は警察への盗難届が受理された場合に限ります。

（注2）スマートフォン、携帯電話、タブレット端末、ノートパソコン（タブレット PC を含みます）、モバイルゲーム機、ワイヤレスイヤホン、スマートウォッチ等の無線通信機能を内蔵した端末をいいます。

（注3）修理が可能な場合の保険金額（以下「修理可能保険金額」といいます）の上限は10万円です。修理が不能な場合の保険金額（以下「修理不能保険金額」といいます）の上限は2.5万円です。

2. 補償内容

（1）保険金をお支払いする場合

偶然な故障（水濡れによる故障を含みます）、外装破損または盗難によって無線通信端末（注1）（注2）（注3）（注4）が使用不能となったことに伴い、被保険者が費用を負担することによって被る損害に対して損害保険金を支払います。

（注1）日本国内で発売されたメーカーの正規品である端末で、日本国内で修理可能なもの、かつ日本国内で購入可能な端末に限ります。

（注2）端末に挿入するSIMカード、メモリーカード、電池パック等および充電器、ACアダプター、付属ケーブル等の付属品は除きます。

（注3）補償開始日時点で、画面割れ、ケース割れ、水濡れ等がなく、正常に動作している端末に限ります。

（注4）1回目の事故が発生した時に補償対象端末を登録し、以降は登録端末のみが補償対象端末となります。ただし、修理が不可能で端末を別途購入した場合は購入した端末が補償対象端末となります。

（2）損害額の決定

無線通信端末が（1）の事由に該当する場合は、被保険者が当社へ提出する無線通信端

末のメーカー等が発行する書類（注1）をもとに、当社が修理可能（注2）または修理不能（注3）の判定を行い、次のとおり損害額を決定します。

①無線通信端末が修理可能な場合の損害額は、被保険者が負担した修理費用（注4）とします。

②無線通信端末が修理不能な場合の損害額は、被保険者が負担した同等（注5）の無線通信端末の購入費用（注4）とします。

（注1）修理領収書、修理見積書、修理完了報告書など、修理内容および修理費用を証明できるもの、または修理不能であることを証明できるものをいいます。

（注2）修理可能とは無線通信端末をメーカー等で修理した状態をいいます。修理により同等品と交換した場合や無線通信端末のメーカー等が実施する保証サービスを利用した場合も含まれます。

（注3）修理不能とは、無線通信端末の内部基盤が修復不能な状態のため、あるいは盗難のため、無線通信端末のメーカー等での修理が不可能で、被保険者が別途無線通信端末を購入した状態をいいます。

（注4）無線通信端末のメーカー等が実施する保証サービスを利用した場合は、保証サービス適用後の被保険者負担分となります。

（注5）故障のついでに機能アップした機器を購入した場合は、機能アップ前の同等品の購入費用相当額が損害額となります。

（3）お支払いする保険金の額

次の算式によって算出した額を損害保険金として支払います。ただし、①は修理可能保険金額を限度とし、②は修理不能保険金額を限度とします。

① （2）損害額の決定の①の規定による損害の額 - 免責金額（0円） = 損害保険金の額

② （2）損害額の決定の②の規定による損害の額 - 免責金額（0円） = 損害保険金の額

★（4）保険金のお支払い回数

保険会社が保険金を支払った場合は、被保険者毎に保険金の支払回数を記録します。保険金をお支払いできるのは事故日を基準として1年間に1回までとします。

★（5）保険金をお支払いできない主な場合

1.（1）保険金をお支払いする場合を満たす場合であっても、次のいずれかに該当する事由によって被保険者が被った損害に対しては、保険金を支払いません。

①無線通信端末が、日本国内で販売されたメーカーの正規品以外の場合。

②購入から1年以内のメーカーの瑕疵による故障等の場合。（初期不良を含む。）

③当該機種販売開始から3年を超えた無線通信端末に生じた自然故障。

④無線通信端末のメーカーまたは販売店が、自らの決定または行政庁の命令に基づいて、瑕疵の存在する（瑕疵の存在が推定される場合を含む）製品を対象として回収また

は修理を行った場合における、回収の原因または修理の対象となる事由。

- ⑤すり傷、汚れ、しみ、腐敗、腐食、焦げ等、無線通信端末の本体機能に直接関係のない外形上の損傷。
- ⑥無線通信端末を、不適切な修理、加工、改造または過度な装飾をした場合。
- ⑦詐欺、横領によって生じた損害。
- ⑧自然の消耗、経年劣化、縮み、変色または変質による損害。
- ⑨日本国外で発生した事故による損害。
- ⑩無線通信端末が故障または外装破損した場合において、被保険者が、無線通信端末のメーカー等が発行する書類を、当社に提出しない場合。
- ⑪無線通信端末が修理可能にもかかわらず、被保険者が無線通信端末を修理しなかった場合。
- ⑫無線通信端末が修理不能にもかかわらず、被保険者が別途同種の無線通信端末を購入しなかった場合。
- ⑬修理の際メーカーの修理不能リストに載っている無線通信端末、または修復可能な状態にもかかわらず部品が無いことを理由に修理しなかった場合。
- ⑭補償開始日の前日以前に生じた故障、外装破損または盗難。
- ⑮補償終了日の翌日以降に生じた故障、外装破損または盗難。
- ⑯無線通信端末を家族、知人、オークションやフリマサービス等を利用した第三者から購入、譲受した場合。
- ⑰盗難が未遂であった場合。
- ⑱盗難に遭った無線通信端末が、保険金支払前に発見された場合。
- ⑲保険契約者または被保険者の故意もしくは重大な過失。
- ⑳被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者の故意もしくは重大な過失。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
- ㉑被保険者の同居の親族の故意または契約対象物を使用もしくは管理する者の故意。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的であった場合に限りです。
- ㉒地震、津波、噴火、風災、水災、雪災その他の自然災害に起因する損害の場合。
- ㉓火災、爆発、放射能汚染に起因する損害の場合。
- ㉔公的機関による差押え、没収等に起因する損害の場合。
- ㉕戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動に起因する損害の場合。

2. 次のいずれかに該当する費用を被保険者が負担することによって被った損害に対しては、増加した費用部分の保険金を支払いません。

- ①無線通信端末のメーカー等による無線通信端末の修理、清掃等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣により、無線通信端末の状態が悪化し、修理費用が増加し

たことによる損害。

②無線通信端末にかかった、修理費用以外の費用による損害。（見積り取得に関する費用、送料、出張料、Apple エクスプレス交換サービス利用料など。）

3. 付帯する特約

無線通信端末修理費用補償特約（盗難あり）、保険料月払特約、包括契約に関する特約が付帯されます。

4. 保険責任期間

被保険者毎に保険責任を負う期間は、「スマホ安心サポート」会員サービスの規約で定めた利用開始日の0時に始まり、被保険者が当該サービス制度から脱退もしくは退会した日の24時に終わります。

5. お引受条件

全ての被保険者が加入するプランは同一プランとなりますので、被保険者がプランを選択することはできません。当保険は「スマホ安心サポート」会員サービス自動付帯となります。

6. 保険料の払込方法

保険料は保険契約者が当社へ支払いますので、被保険者が直接当社へ支払うことはありません。

7. 満期返戻金、契約者配当金

この保険には満期返戻金及び契約者配当金はありません。

8. 解約返戻金の有無について

解約払戻金はありません。

9. 被保険者について（範囲と制限）

この契約の被保険者は保険契約者のサービスの個人会員であり、会員本人および会員と生計を同一にする同居の親族（2親等以内）および別居の未婚の子を含みます。

【保険会社への相談・苦情・お問合せ窓口】

住所：東京都千代田区大手町二丁目1番1号

担当部署：レスキュー損害保険株式会社 業務部 03-6910-3277

修理費用保険（無線通信端末修理費用補償特約付き）の ご説明（注意喚起情報）

■お客さまにとって特に不利益となる事項の記載箇所には★印をつけておりますので、必ずご確認ください。

1. 保険責任期間の始期と終期

被保険者毎に保険責任を負う期間は、「スマホ安心サポート」会員サービスの規約で定めた利用開始日の0時に始まり、被保険者が当該サービス制度から脱退もしくは退会した日の24時に終わります。

2. 免責事由等

「Wi-Fi 接続機器保証」サービスご利用規約の「2.（5）保険金をお支払いできない主な場合」をご確認ください。被保険者が修理費用を負担した場合であっても「2.（5）保険金をお支払いできない主な場合」に該当すると保険金をお支払いできませんので、修理を行う前に「2.（5）保険金をお支払いできない主な場合」をご確認ください。

3. 損害保険会社破綻時の取扱い

★万一保険会社が経営破綻した場合、「損害保険契約者保護機構」による資金援助が行われます。

4. 事故が起こったときの手続きおよび注意点

（1）保険金請求は専用フォーム（https://www.rescue-sonpo.jp/eh_mobile_index.php）より手続きを行ってください。事故の報告は指定フォームからのみ行えます。

（2）被保険者が無線通信端末のメーカー等へ直接無線通信端末の修理依頼を行ってください。

★（3）保険金のご請求にあたっては、以下の書類、証拠または当社が必要と判断した資料をご提出いただく場合があります。

【修理可能であった場合】

- ① 保険会社所定の事故状況説明書兼保険金請求書
- ② 修理領収証、修理見積書、修理完了報告書、修理に関するメーカー、店舗等のレポート等修理した事実及び修理内容の証明できるもの
- ③ 有償修理した際の領収書、対象端末に代わる同等品へ有償交換したことが証明できるもの
- ④ その他保険会社が求めた書類、写真

【修理不能であった場合】

- ① 保険会社所定の事故状況説明書兼保険金請求書
- ② 修理に関するメーカー、店舗等のレポート、盗難の場合は被害届受理番号等修理不能であることを証明できるもの
- ③ 新規購入した際の領収書、対象無線通信端末に代わる無線通信端末を新規購入したことが証明できるもの
- ④ その他保険会社が求めた書類、写真

★（４）保険金請求については時効（３年）がありますのでご注意ください。

5. 補償重複について

★無線通信端末を補償する他の保険契約や無線通信端末のメーカー等が実施する保証サービスに重複加入し、他の保険契約や保証サービスを利用した場合は、他の保険契約や保証サービス適用後の被保険者負担分が補償されます。

6. 個人情報のお取り扱いについて

当社は、プライバシーポリシーに基づき、お客様の個人情報の適正な取扱いを確保するとともに、安全管理について適切な措置を講じます。

1. 個人情報の取得または利用

当社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得または利用します。

2. お客様に関する情報の利用目的について

お客様からご提供いただいた個人情報は、保険業の健全な運営とお客様に対するサービスの提供のため、次の目的達成に必要な範囲内で利用させていただきます。

- ① 保険契約の引受、管理
- ② 適正な保険金の支払い
- ③ 当社が有する債権の回収など

3. お客様に関する情報の外部への提供について

当社は、個人情報について利用目的の達成に必要な範囲内で以下の場合に第三者に提供することがあります。

- ① 当社の業務遂行上必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）に提供する場合
- ② 適正な保険金支払のために保険事故の関係者（修理業者、保険事故の当事者等）関係先に提供する場合 など

当社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品またはサービスについては当社ホームページ記載のお問合せ窓口までお問い合わせください。

7. 指定紛争解決機関について

当社は、お客様からお申し出いただいた苦情等につきましては、解決に向けて真摯な対応に努めます。

なお、お客様の必要に応じ、一般社団法人日本損害保険協会が運営し、当社が契約する指定紛争解決機関「そんぽADRセンター」をご利用いただけます。

以上

2024年4月24日制定